

盛 ス 少 号 外  
令和3年10月5日

登録単位団 御中

盛岡市スポーツ少年団  
本部長 白根 敬介

新型インフルエンザ等対策特別設置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた  
今後の活動について

平素より、盛岡市スポーツ少年団の運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、9月17日付で市内スポーツ少年団活動について協力をお願いを通知したところですが、県内の感染状況について、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部において、地域感染レベルが「ステージI」であることが示されたことから、活動につきまして、下記のとおりいたします。

なお、様々な感染症の流行期を迎えますので、団員や保護者とのコミュニケーションを積極的に取っていただき、ご理解とご協力を得ながら、引き続き十分な感染症対策を行ったうえで活動を実施していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 少年団活動について（岩手県教育委員会事務局通知（令和3年10月1日付）準用）
  - (1) 地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ適切に判断し、十分な感染防止対策を行った上で実施すること。
  - (2) 「県外へ移動しての活動」及び「県外の団体等との活動」については、事前に遠征先の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断すること。
  - (3) 上記の内容及び「県立学校の部活動について（令和3年4月6日通知）」を確認し、適切に実施すること。

(公財)盛岡市スポーツ協会  
盛岡市スポーツ少年団 事務局  
担当：中村 悦子  
TEL：019-601-5700  
E-mail：suposyou@morioka-sport.or.jp



教学第 1159 号  
教保第 438 号  
令和 3 年 10 月 1 日

各市町村教育委員会教育長 様  
(関係教育事務所 経由)

岩手県教育委員会事務局  
学校教育室長  
保健体育課総括課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた学校  
における対応について (通知)

このことについて、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部は、第 42 回本部員会議 (令和 3 年 9 月 30 日) を開催し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了に伴い、教育活動の対応について、下記内容のとおり県立学校長宛て通知いたしました。

つきましては、市町村立学校においても、県立学校の下記取組に準じた対応をお願いいたします。

なお、県内の感染状況について、同対策本部において、本県の地域感染レベルは「ステージ I」であることが示されたことから、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2021. 4. 28 Ver. 6)』における「レベル 1」に該当することを申し添えます。

記

1 教育活動について

(1) 校外で行う活動 (修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等) については、十分な感染防止対策を行った上で実施すること。

2 部活動について

(1) 地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ適切に判断し、十分な感染防止対策を行った上で実施すること。

(2) 「県外へ移動しての活動」及び「県外の学校との活動」については、事前に遠征先の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断すること。

(3) 上記の内容及び「県立学校の部活動について (令和 3 年 4 月 6 日通知)」を確認し、適切に実施すること。

【担当】

○教育活動に関すること 学校教育室高校教育担当 (019-629-6140)

○部活動に関すること 保健体育課学校体育担当 (019-629-6190)



教 学 第 1159 号  
教 保 第 438 号  
令 和 3 年 10 月 1 日

各県立学校長 様

学 校 教 育 室 長  
保 健 体 育 課 総 括 課 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた学校  
における対応について（通知）

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部は、第 42 回本部員会議（令和 3 年 9 月 30 日）を開催し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了に伴い、本県における今後の対応等を確認したところです。

については、教育活動について、下記事項を留意し適切に対応するようお願いします。

なお、県内の感染状況について、同対策本部において、本県の地域感染レベルは「ステージ I」であることが示されたことから、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021. 4. 28 Ver. 6）』における「レベル 1」に該当することを申し添えます。

学校においては、引き続き、基本的な感染拡大防止対策を徹底するようお願いします。

#### 記

#### 1 教育活動について

(1) 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）については、十分な感染防止対策を行った上で実施すること。

#### 2 部活動について

(1) 地域の感染状況や競技特性及び活動形態等を踏まえ適切に判断し、十分な感染防止対策を行った上で実施すること。

(2) 「県外へ移動しての活動」及び「県外の学校との活動」については、事前に遠征先の感染状況や制限等を確認し、慎重に判断すること。

(3) 上記の内容及び「県立学校の部活動について（令和 3 年 4 月 6 日通知）」を確認し、適切に実施すること。

#### 【担当】

○教育活動に関すること 学校教育室高校教育担当（019-629-6140）

○部活動に関すること 保健体育課学校体育担当（019-629-6190）

新型コロナウイルス感染症対策本部 第42回本部員会議  
知事メッセージ（令和3年9月30日）

県内の感染状況は、今週1週間で新規感染者数がゼロの日が3日あるなど散発的な報告にとどまっており、県全体の人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数が0.4人となっていることから、ステージⅠの状況です。

このように感染を抑えることができているのは、ひとえに県民の皆様の御努力のおかげです。感謝申し上げます。

岩手県内においては、人と接触する機会があったとしても、そこで感染するリスクは非常に低くなっています。県民の皆様には、基本的な感染対策をしっかりとした上で、社会活動、経済活動などを行って頂きたいと思えます。

県としても「いわての食応援プロジェクト」「いわて旅応援プロジェクト」を再開しますので、それらも活用して頂ければと思えます。

全国においても、新規感染者数が減少しており、本日（9月30日）、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は終了します。

このように、感染リスクは低減していますが、感染している方がいる可能性はいつでもどこでもありますので、基本的な感染対策については緩めることなく、県境を越える場合については、移動先の感染状況や都道府県知事の要請を確認して頂き、適切に行動して頂きますようお願いいたします。

令和3年9月30日  
岩手県知事 達増 拓也